

令和8年 秋の全国交通安全運動推進要綱

目 的

この運動は、広く府民に交通安全思想の普及・浸透を図り、交通ルールの遵守と正しい交通マナーの実践を習慣付けるとともに、府民自身による道路交通環境の改善に向けた取組を推進することにより、交通事故防止の徹底を図ることを目的とする。

期 間

令和8年9月21日(月)から30日(水)までの10日間
(準備期間:9月1日(火)から9月20日(日)まで)
交通事故死ゼロを目指す日 9月30日(水)

運動の重点

- 〈歩行者〉歩行者の安全確保と反射材用品の着用促進
- 〈自動車〉夕暮れ時の早めのライト点灯と飲酒運転や「ながらスマホ」の根絶
- 〈自転車〉自転車・特定小型原動機付自転車の交通ルールの理解・遵守の徹底

スローガン

黄昏に 一番星の 前照灯

運動の進め方

交通事故により、いまだ多くの人々が犠牲になっていることから、交通事故情勢が府民に正しく理解・認識され、一人ひとりが交通ルールを守り、交通マナーを実践するなど交通事故の防止に寄与するよう、効果的に運動を展開する。

- 関係機関・団体等との連携を密にし、支援協力体制を保持する。
- SNS等の活用など、時代に即した取組等を通じて、広報啓発活動を実施する。
- 交通事故被害者等の視点に配慮した広報啓発活動を実施する。
- 本運動の趣旨及び重点等を理解し、率先して模範的な交通行動を示すよう特段の配慮をする。

9月の府内一斉交通安全指導日

9月 8日(火)	ミニバイク・自動二輪車・自転車の安全指導日
9月15日(火)	近畿交通安全デー、交通安全家庭の日 高齢者交通事故ゼロの日 シートベルト着用徹底の日
9月24日(木)	めいわく駐車・放置自転車追放デー ノーマイカーデー
9月30日(水)	交通事故死ゼロを目指す日

〈歩行者〉歩行者の安全確保と反射材用品の着用促進

本年6月末時点で、大阪府内の全交通事故死者数のうち、歩行者の構成率が29.4%を占めている。
また、過去5年間で見ると、歩行中の交通事故による死者・重傷者数のうち、歩行者側の約4割に何らかの原因(法令違反)が認められ、なかでも横断歩道外横断等の横断方法に関する法令違反が多く認められる。
さらに、次代を担うこどものかけがえのない命を社会全体で交通事故から守ることは重要であるにもかかわらず、交通事故による幼児・小学生の重傷者は歩行中の割合が高く、通行目的では、登下校が全体の28.7%を占めるなど、依然として道路においてこどもが危険にさらされている状況にある。
歩行中の交通事故による死者数のうち、高齢者が65%を占めていることから、特にこどもと高齢者に重点を置き、夕暮れ時や夜間帯における反射材用品等の着用を促進するとともに、安全な横断方法を実践するように促していくことが必要である。

◆ 推進機関・団体での推進項目

● 歩行者の交通ルール・理解・遵守の徹底

- 歩行者が被害に遭う交通事故には、歩行者側にも横断歩道外横断や信号無視等の法令違反がある場合が多いことなど、歩行者が被害に遭う交通事故実態を踏まえた交通ルールを遵守するための取組の推進
- 横断歩道を渡ること、信号機のあるところではその信号に従うこと等の基本的な交通ルールや歩きスマホの危険性の周知に加え、自らの安全を守るための交通行動として、運転者に対して横断する意思を手を挙げるなどして明確に伝え、安全を確認してから横断を始めること、横断中も周囲の安全を確認すること等を促す取組の推進
- 歩行中幼児・児童の交通事故の特徴(飛び出しによる死者・重傷者が多いなど)等を踏まえた交通安全教育等の推進
- 安全に道路を通行することについて、日常生活や教育現場における保護者等から幼児・児童への教育を促す取組の推進
- 高齢歩行者の死亡事故の特徴(65歳未満と比較して横断歩道以外横断中が多いなど)を踏まえ、高齢者自身が、加齢に伴って生ずる身体機能の変化(例えば、認知機能の低下、疾患による視野障害等の増加、反射神経の鈍化、筋力の衰えなど)を理解し、安全な交通行動を実践するための交通安全教育等の推進

● 歩行者の交通事故防止対策

- 全ての年齢層を対象とした反射材用品、LEDライト、明るい目立つ色の衣服等の視覚効果等の周知と自発的な着用を促す取組の推進
- 通学路、幼児を中心にこどもが日常的に集団で移動する経路等における見守り活動の推進
- 「生活道路は人が優先」という意識を浸透させるための広報啓発活動を推進するとともに、「ゾーン30プラス」の整備を始めとする生活道路の交通安全対策の推進
- 通学路交通安全プログラム等に基づく点検や対策の推進
- 通行の妨げとなる不法占拠物件の排除等、道路の適正な利用に関する広報啓発等の推進
- 令和8年9月1日から、生活道路においては法定速度が30キロメートル毎時になることの広報啓発の推進

◆ 広報・実践促進事項

● 歩行者は

- 夕暮れ時や夜間に外出する時は、明るい目立つ色の服装に心がけ、反射材を活用しましょう。
- 道路を横断するときは横断歩道を利用しましょう。ドライバーに目と手で合図(ハンドサイン)を送り、安全を確認してから渡りましょう。
- 交差点では、青信号でも必ず左右の安全確認をしましょう。
- 道路で遊んだり、飛び出しや無理な横断、信号無視はやめましょう。
- 歩きスマホは危険です。注意力が散漫になる「ながら行為」はやめましょう。

● 運転者は

- こどもや高齢者の行動特性を理解し、特に通学路や生活道路では速度を落とし、思いやりのある運転を心がけましょう。
- 横断歩道における歩行者優先を徹底しましょう。

● 地域・学校・職場では

- 地域交通安全活動推進委員、教育関係者及び高年(年齢)者交通安全リーダー等は、体験・実践型の交通安全教室を実施しましょう。
- 交通ルールの遵守、交通安全意識の高揚を図りましょう。
- 車両等の使用者は、安全運転管理者、運行管理者等と連携して、業務形態に対応した交通安全教育等を行うなどして、安全運転や交通事故情勢等に関するきめ細かな指導・情報提供を行いましょう。

● 家庭では

- こどもには横断歩道の渡り方など大人が手本を示し、具体的に指導しましょう。
- 身近に感じた「ヒヤリ・ハット」体験をもとに、交通安全について家族で話し合いましょう。

〈自動車〉夕暮れ時の早めのライト点灯と飲酒運転や「ながらスマホ」の根絶

日の入り時間が急激に早まる秋口以降は、夕暮れ時及び夜間の交通事故死者・重傷者数が増加し、夕暮れ時及び夜間の交通事故死者数については、例年歩行者の死者数が多くなる傾向にある。

このため、自動車等の運転者に対して、夕暮れ時以降の早めのライト点灯やハイビームの活用を促進していくと共に、歩行者優先の意識付けを行う必要がある。

次に、大阪府内において歩行者を死傷させた自動車側の法令違反の構成率を過去5年累計で見ると、安全不確認に次いで歩行者妨害の構成率が12.2%と多く認められる。

令和7年の携帯電話等を使用しながら自動車を走行させる「ながら運転」が要因となった死亡・重傷事故の件数は、前年対比で増加しているほか、飲酒運転、妨害運転（いわゆる「あおり運転」。以下同じ。）等の悪質・危険な運転による交通事故も後を絶たないことから、運転手の法令違反の根絶に向けた取り組みを行う必要がある。

また、自動車運転中における後部座席シートベルトの着用率やチャイルドシートの使用率がいまだ低調であるほか、高齢運転者による交通事故発生状況についても、令和7年の発生件数及び死重傷者数の全てが前年対比で減少傾向にはあるものの、依然として多数の交通事故が発生しており、その要因としてハンドルの操作不適やブレーキとアクセルの踏み間違いなどが多くなっていること等にも留意が必要である。

◆ 推進機関・団体での推進項目

● 夕暮れ時の交通事故防止対策

- 夕暮れ時から夜間における死亡事故の特徴（日の入り後1時間における横断中の事故が多いなど）を踏まえた交通安全教育等の推進
- 夕暮れ時におけるライトの早めの点灯を促す取組の推進
- 夜間の対向車や先行車がない状況におけるハイビームの活用を促す取組の推進
- 自動車運送業を始めとする各種事業者による従業員への夕暮れ時以降の運転時の注意喚起を促す取組の推進

● 運転者の歩行者優先意識等の徹底

- 運転者に対し、歩行者優先の徹底を始めとした交通ルールの遵守と、「思いやり・ゆずり合い」の気持ちを持って安全に運転しようとする意識を向上させるための交通安全教育や広報啓発の推進
- 横断歩道等に歩行者等がないことが明らかな場合を除き、直前で停止可能な速度で進行する義務や、横断歩道等における歩行者等優先義務等の遵守を促す取組の推進

● 飲酒運転の根絶

- 「飲酒運転を絶対にしない、させない」という「飲酒運転を許さない社会環境」を醸成するため、交通事故被害者等の声を反映した広報啓発活動等のほか、飲食店等における運転者への酒類提供禁止の徹底やハンドルキーパー運動の促進など、地域、職域等における飲酒運転根絶に向けた取組の推進
- 運転者に対するアルコール検知器を用いた酒気帯びの有無の確認等、業務に使用する自動車の使用者等における義務の遵守を徹底させる取組の推進
- 自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律及び道路交通法の一部を改正する法律（令和8年法律第52号）により、酒酔い運転の罪等の構成要件を明確化するための数値基準が設けられたこと及び飲酒運転はこれらの規定に基づき厳正に処罰されることについての周知

● 「ながらスマホ」の根絶

- 運転中のスマートフォン等の通話や画面注視の危険性に関する広報啓発の推進
- 業務中の「ながらスマホ」による交通事故を防止するため、業務に使用する自動車の使用者等による交通安全教育等を徹底させる取組の推進

● 妨害運転等・いわゆる白タク行為等の防止対策

- 妨害運転等の悪質・危険な運転を防止するため、「思いやり・ゆずり合い」の気持ちを持った運転の必要性等に関する広報啓発の推進
- ドライブレコーダーの普及促進等に関する広報啓発の推進
- いわゆる白タク、白トラ、白バス行為を防止するため、これらの行為が道路運送法等違反となることなどについての広報啓発の推進

- 後部座席を含めた全ての座席のシートベルト着用とチャイルドシートの正しい使用の徹底
 - 全ての座席におけるシートベルト着用とチャイルドシートの使用義務の周知及びその必要性・効果に関する理解を促す取組の推進
 - シートベルトの着用位置の調整、チャイルドシートの確実な取付方法や正しい着座方法等、正しい使用方法に関する広報啓発の推進
 - 体格等の事情によりシートベルトを適切に着用させることができない6歳以上の子どもへのチャイルドシート使用に関する広報啓発の推進
 - 高速乗合バスや貸切バス等の事業者に対する全ての座席におけるシートベルト着用を徹底させるための指導・広報啓発の推進
- 高齢運転者の交通事故防止対策
 - 加齢等に伴う身体機能の変化が運転に及ぼす影響（反応速度が遅くなったり、動作の正確性が低下したりするなど）等を踏まえたシミュレーターの活用等による参加・体験・実践型の交通安全教育及び広報啓発の推進
 - 衝突被害軽減ブレーキ等の先進安全技術を搭載した安全運転サポート車の普及啓発とサポートカー限定免許制度に関する広報啓発の推進
 - 安全運転に不安のある高齢運転者等に対する安全運転相談窓口の積極的な周知と各種支援施策の広報啓発の推進
- 外国人運転者の交通事故防止対策
 - 母国との交通ルールの違い等を理解するための、啓発動画やリーフレット等を活用した交通安全教育の推進
 - レンタカー事業者等と連携した車両貸し出し時におけるパンフレット等による日本の交通ルールの周知
 - 日本語学校や外国人コミュニティ等における交通安全教育等の推進
 - 外国人労働者を雇用する使用者等による交通安全教育の強化
 - 安全運転管理者選任事業者に対する交通事故防止に向けた安全運転指導を促す働き掛けの推進
- 二輪車の運転者に対する広報啓発
 - 二輪車の特性（車の死角に入りやすいなど）の周知及び顎紐は緩みなくしっかり締めるなど乗車用ヘルメットを正しく着用することやプロテクターを着用することによる被害軽減効果に関する広報啓発の推進
 - 若年層のみならず、中高年に対する二輪車安全運転の実践指導、交通安全教育・広報啓発の推進
 - ペダル付き電動バイクは、原動機を用いずペダルのみを用いて走行させる場合でも一般原動機付自転車又は自動車の運転に当たり、無免許運転の禁止、歩道走行不可、乗車用ヘルメットの着用義務等の交通ルールが適用されること及びナンバープレートの取付け・表示や自動車損害賠償責任保険等への加入等が必要であることの広報啓発の推進
- ◆ 広報・実践促進事項
 - ドライバーは
 - 夕暮れ時は早めにライトを点灯し、夜間は適切にハイビームを活用しましょう。
 - 横断歩道等では減速し、停止可能な速度で進行しましょう。
 - 通話や画面注視などスマートフォンの操作をしながらの運転はやめましょう。
 - 「飲んだら乗るな、乗るなら飲むな」を遵守しましょう。
 - 「思いやり・ゆずり合い」の気持ちを持ち、危険が発生した場合でも安全に停止できるような速度と車間距離をとって運転しましょう。
 - 高齢運転者は、参加・体験・実践型の交通安全教育や運転適性診断を積極的に受け、自らの運転適性能力や身体機能の変化を自覚し、ゆとりのある運転行動を心掛けましょう。
 - 全ての座席の同乗者に、シートベルトを着用させましょう。
 - チャイルドシートを適切に取付け、肩ベルトをしっかり締めるなど正しく使用しましょう。
 - 地域・職場では
 - 自治会、子ども会、老人クラブ等において、薄暮時間帯や夜間の交通事故発生状況について周知し、子どもや高齢者等の歩行者が交通事故に遭わないための参加・体験・実践型の交通安全教室を開催しましょう。
 - 広報誌・機関誌等に身近な交通事故事例や飲酒運転による事故の悲惨さ、妨害運転の危険性を訴える記事の掲載に努めましょう。
 - 事業者等は、運転前後にアルコール検知器を使用し、飲酒運転の根絶に努めましょう。
 - 安全運転管理者等は、運転者に対し、飲酒運転や妨害運転の防止について教育し、安全運転を遵守させましょう。
 - 地域や職場で開催する交通安全教室や各種行事において、全ての座席のシートベルト着用及びチャイルドシート使用の必要性和効果についての啓発に努め、正しい着用・使用を習慣づけましょう。

● 家庭では

- 「飲酒運転は絶対にしない・させない」を合言葉のもと、家族だけでなく友人同士などお互いに注意しましょう。
- あおり運転に遭った場合に備え、ドライブレコーダー設置について話し合いましょう。
- 運転に自信がなくなったり、運転する機会が少なくなった高齢運転者がいる場合は、運転免許証の自主返納について家族で話し合いましょう。
- シートベルト及びチャイルドシートの必要性和効果について家族で話し合い、正しい着用・使用を習慣づけましょう。

〈自転車〉自転車・特定小型原動機付自転車の交通ルールの理解・遵守の徹底

大阪府内では、全交通事故に占める自転車関連事故の構成率は過去10年間で比較すると増加傾向にあり、令和8年6月末での、死者数及び重傷者数についても増加している。

事故の原因については、自転車側にも約8割に何らかの法令違反が認められており、自転車運転中の携帯電話の使用(いわゆる「ながらスマホ」)が原因となる交通事故も増加傾向にある。

また、自転車乗用中における乗車用ヘルメット非着用時の致死率は、着用時と比較して約1.3倍高く、自転車乗用中死者の人身損傷主要部位は、頭部が約6割となっている。

次に、特定小型原動機付自転車(以下、「特定原付」という。)の交通事故発生状況(令和5年7月1日から令和7年までの累計)については、特定原付が第1当事者となる交通事故が全体の約5割を占め、特定原付乗車中の負傷者76人のうち、約8割の60人に法令違反が認められた。

このため、自転車及び特定原付の交通事故を防止し、死者・重傷者等を減少させるためには、利用者が交通ルールを遵守し、ヘルメットの着用を徹底するための取組を推進することが重要である。

◆ 推進機関・団体での推進項目

● 自転車利用時の交通ルールの理解・遵守の徹底

- 16歳以上の者による自転車の一定の交通違反に対して交通反則通告制度が導入されたことを踏まえた、車道通行の原則、車道は左側通行、歩道は歩行者優先等の「自転車安全利用五則」にのっとった自転車の基本的な通行方法や自転車通行空間が整備された箇所における通行方法の周知と遵守の徹底を促す取組の推進
- 信号の遵守や交差点での一時停止・安全確認や歩道通行時の歩行者優先のほか、飲酒運転、「ながらスマホ」、夜間の無灯火走行、二人乗り、傘差し等の片手運転、イヤホン等を使用した運転、並進の禁止等交通事故防止のための基本的な交通ルールの周知と遵守の徹底を促す取組の推進
- 警察庁が作成した「自転車ルールブック」を活用した自転車の交通ルールの分かりやすい周知や、「自転車の交通安全教育の充実化に向けた官民連携協議会」が作成した「自転車の交通安全教育ガイドライン」を踏まえた、民間事業者や団体、自治体、家庭、学校等の様々な教育主体による、それぞれが有する知見や教育機会を活用した心身の発達状況等のライフステージに応じた交通安全教育の推進
- 自転車配達員に対する街頭における指導啓発や雇用主等に対する交通安全対策の働き掛け等の推進

● 自転車利用時の乗車用ヘルメット着用促進と安全確保対策

- 全ての自転車利用者に対する乗車用ヘルメット着用の必要性及びその被害軽減効果に関する理解の促進と努力義務化を踏まえた着用の徹底に向けた広報啓発の推進
- 夕暮れ時の早めのライト点灯の徹底と自転車の視認性を向上させるための反射材用品等の取付けを促す取組の推進
- 幼児同乗中の自転車の特性(重心が高く不安定であるなど)を踏まえた転倒防止など安全利用に関する広報啓発や幼児用座席に乗車させる際のシートベルト着用の徹底を促す取組の推進
- 自転車利用者等の安全を確保するための定期的な点検整備を促す取組の推進
- 自転車事故の被害者救済に資するための損害賠償責任保険等への加入を促す取組の推進

● 特定小型原動機付自転車利用時の交通ルール理解・遵守の徹底と乗車用のヘルメットの着用促進

- 特定小型原動機付自転車の運転者による飲酒運転、信号無視等の悪質・危険な違反のほか、歩道通行等の通行区分違反、横断歩行者妨害等の歩行者に危険を及ぼすおそれの高い違反等を防止するための効果的かつ適切な交通安全教育の推進
- シェアリング事業者、販売事業者等と連携した特定小型原動機付自転車の交通ルールの理解・遵守の徹底を促す取組の推進
- シェアリング事業者、販売事業者等と連携した被害軽減のための乗車用ヘルメット着用を促す取組の推進

◆ 広報・実践促進事項

● 自転車に乗るときは

- 大人も子どもも乗車用ヘルメットを着用し、万一の事故に備えましょう。
- 車道通行の原則、車道は左側通行、歩道は歩行者優先等の交通ルールを守りましょう。
- 信号や一時停止等の交通ルールを守り、安全な通行を心掛けましょう。
- 運転中のイヤホン・スマートフォン等の使用、二人乗り、傘差し等の危険な運転はやめましょう。
- 未就学児を自転車の幼児用座席に乘せるときは、シートベルトを着用しましょう。
- 未就学児2人を自転車に乘せるときは、後部座席、前部座席の順に乘せ、降ろすときには、前部座席、後部座席の順に降ろしましょう。
- 万一の自転車事故に備え、自転車損害賠償責任保険等に加入しましょう。

● 特定小型原動機付自転車に乗るときは

- 車道の左側通行、交差点での二段階右折等の交通ルールを守りましょう。
- 万が一の交通事故に備えて、乗車用ヘルメットを着用しましょう。

● 地域・職場では

- 地域交通安全活動推進委員、高年(齢)者交通安全リーダー等は、自転車利用者を対象とした街頭指導をしましょう。
- 事業者等は、利用する自転車の定期的な点検整備を励行するほか、従業員に対し交通ルールの遵守について指導を徹底しましょう。

● 家庭では

- 自転車の正しい乗り方について、家族みんなで話し合い、交通ルールを守りましょう。
- 自転車に反射材を取り付け、夜間の事故防止に努めましょう。
- 万一の自転車事故に備え、乗車用ヘルメットを着用しましょう。
- 自転車乗用中の事故による被害者救済に備え、自転車損害賠償責任保険等に参加しましょう。
- 自転車の定期的な点検整備を励行しましょう。

大阪府内における交通事故発生状況

◆ 〈歩行者〉歩行者の安全確保と反射材用品の着用推進 ①

○ 歩行者の交通事故発生状況（令和8年6月末 確定値）

		令和8年	令和7年	前年比	増減率
件	数	1,320	1,329	-9	-0.7
死	者	15	24	-9	-37.5
負	傷	1,339	1,329	+10	+0.8
	重 傷 者 数	272	263	+9	+3.4

※ 件数は、歩行者が関連（1当又は2当）した件数を計上
※ 死傷者数は歩行者自身の死傷者数を計上

○ 歩行者の状態別死者・重傷者数（令和8年6月末 確定値）

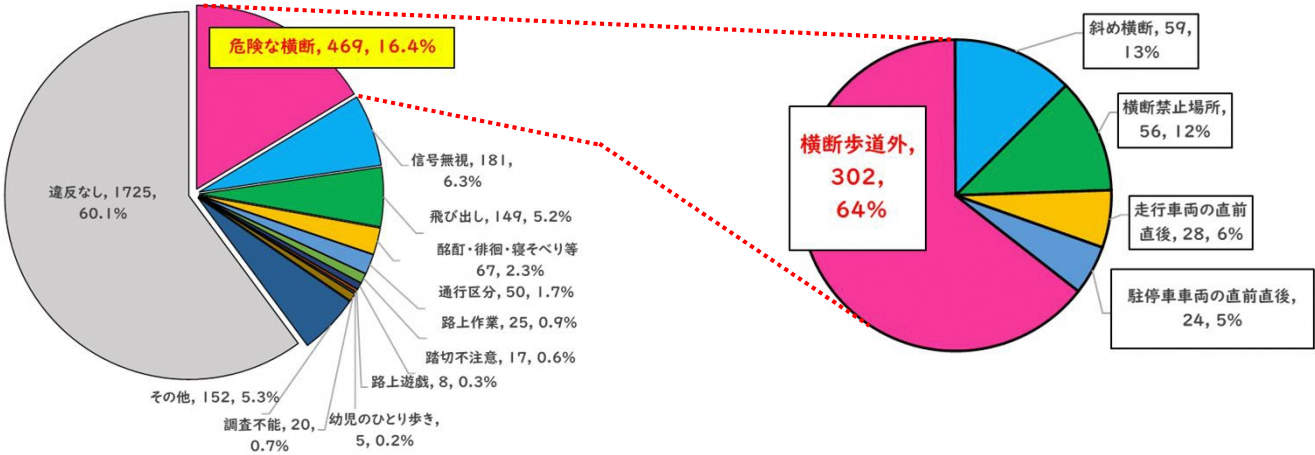
	死 者 数			重 傷 者 数	前 年 比 構 成 率	
	前 年 比	構 成 率	前 年 比		構 成 率	
歩 行 者	15	-9	29.4%	272	+9	19.9%
自 転 車	13	+5	25.5%	496	+21	36.3%
二 輪 車	14	+6	27.5%	462	-76	33.8%
自 転 車	9	+3	17.6%	131	-30	9.6%
そ の 他	－	±0	－	4	-1	0.3%
合 計	51	-7	100.0%	1,365	-77	100.0%

○ 歩行者の事故類型別（令和8年6月末 確定値）

		令和8年			令和7年		
		死 者 数	負 傷 者 数	構成率	死 者 数	負 傷 者 数	構成率
人 対 車 両	対 面 通 行 中	0	145	10.7	0	162	12.0
	背 面 通 行 中	3	175	13.1	1	199	14.8
	横 断 歩 道	1	407	30.1	4	412	30.7
		1	20	1.6	1	27	2.1
		3	261	19.5	6	282	21.3
	横 断 中	5	688	51.2	11	721	54.1
	路 上 遊 戯	1	8	0.7	0	2	0.1
	路 上 横 臥	4	2	0.4	8	4	0.9
そ の 他		1	304	22.5	4	221	16.6
列		0	0	0.0	0	0	0.0
そ の 他		1	17	1.3	0	20	1.5
合 計		15	1,339	100.0	24	1,329	100.0

※ 死傷者数は歩行者自身の死傷者数を計上

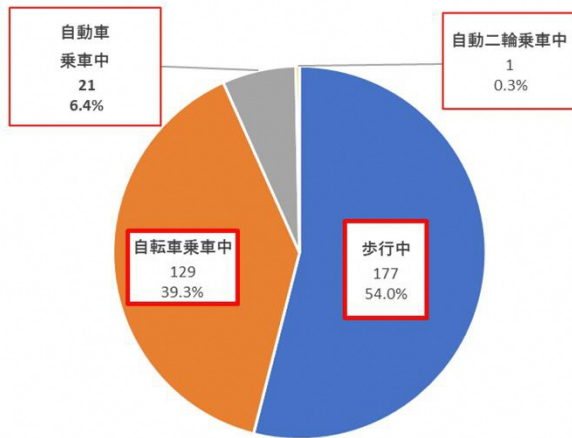
○ 歩行中の原因別死者・重傷者数（令和3年～令和7年累計）



大阪府内における交通事故発生状況

◆ 〈歩行者〉 歩行者の安全確保と反射材用品の着用推進 ②

○ 幼児・小学生の状態別死者・重傷者数（令和３年～令和７年累計）



○ 小学生が歩行中の登下校時における死者・重傷者数（令和３年～令和７年累計）

	死者数	重傷者数	死者・重傷者数
小学生が歩行中の死者・重傷者数	0	129	129
登下校中	0	37	37
構成率	—	28.7%	28.7%

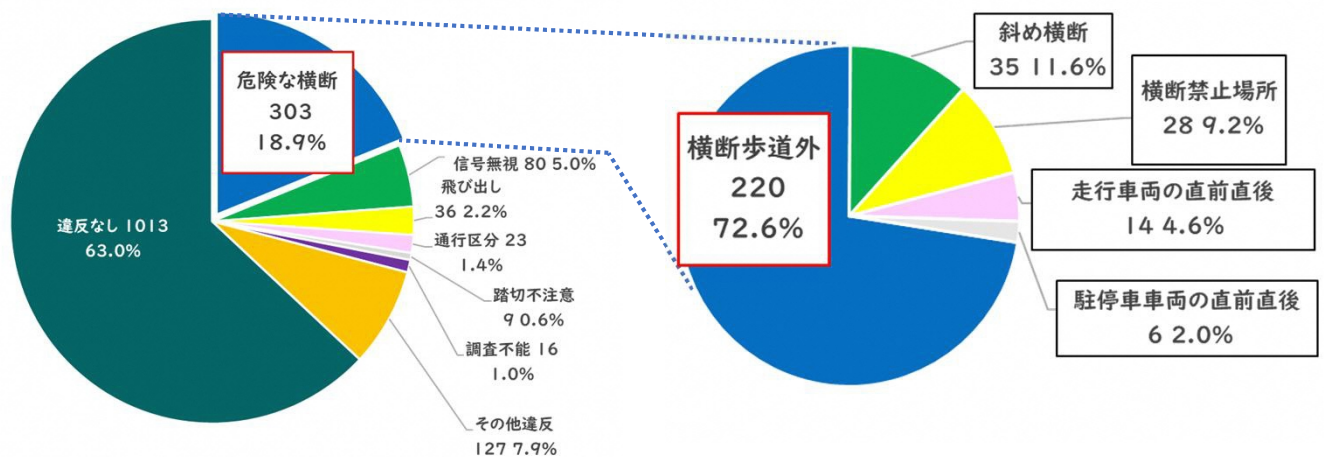
○ 歩行中の死者・重傷者数に占める高齢者の割合（令和３年～令和７年累計）

	死者数	重傷者数	死者・重傷者数
歩行者	226	2,717	2,943
高齢者	147	1,476	1,623
構成率	65.0%	54.3%	55.1%



※ 高齢者とは65歳以上の者を指す

○ 高齢歩行者の原因別死者・重傷者数（令和３年～令和７年累計）



大阪府内における交通事故発生状況

◆ 〈自動車〉夕暮れ時の早めのライト点灯と飲酒運転や「ながらスマホ」の根絶 ①

○ 運転者側（第1当事者）の違反によって歩行者を死傷させた交通事故件数（令和3年から令和7年累計）

		自動車	二輪車	自転車	その他の車両	合計	構成率
信号無視		123	24	67	3	217	1.7%
右左折方法		6	0	0	0	6	0.0%
交差点安全進行義務		377	34	16	2	429	3.4%
歩行者妨害等		1,403	86	31	0	1,520	12.2%
徐行場所違反		50	15	13	0	78	0.6%
一時不停止		108	2	10	0	120	1.0%
安全運転義務違反	前方不注視	822	163	446	6	1,437	11.5%
	動静不注視	936	124	415	4	1,479	11.9%
	安全不確認	5,351	471	751	7	6,580	52.8%
	その他の違反	309	38	95	2	444	3.6%
合計		7,418	796	1,707	19	9,940	79.7%
その他		116	17	25	3	161	1.3%
合計		9,601	974	1,869	27	12,471	100.0%

※ 件数は、歩行者自身が第2当事者となった事故件数を計上

○ 飲酒運転による交通事故発生状況（令和8年6月末）

区分	年	令和8年	令和7年	前年対比
件数		64	74	-10
死者数		0	2	-2
負傷者数		81	100	-19
重傷者数		11	19	-8

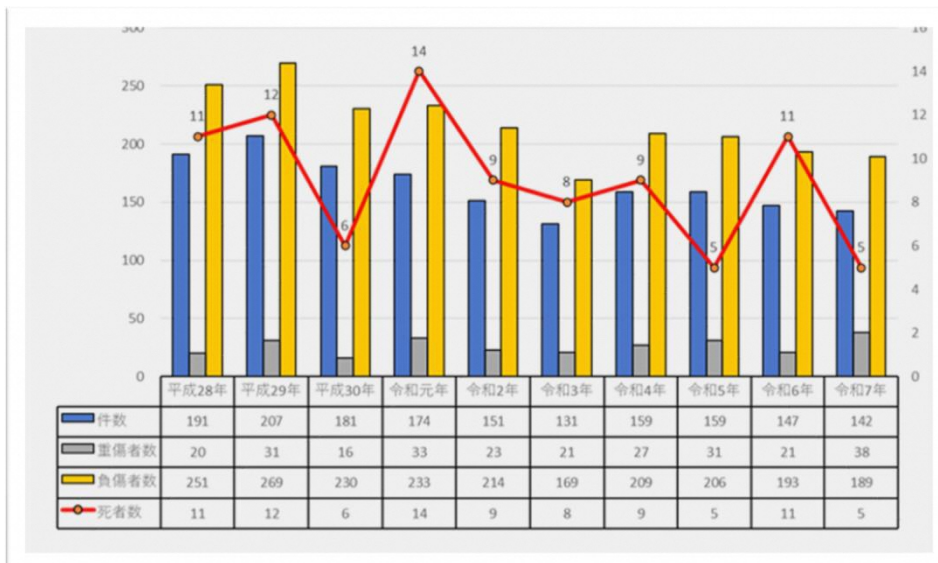
ハンドルキーパー運動

自動車で仲間と飲食店などへ行く場合に、お酒を飲まない人（ハンドルキーパー）を決め、その人が仲間を自宅まで安全に送り届ける運動。



※ 第1当事者原付以上飲酒ありの件数とその事故により生じた死傷者数を計上

○ 飲酒運転による交通事故死傷者数（過去10年）

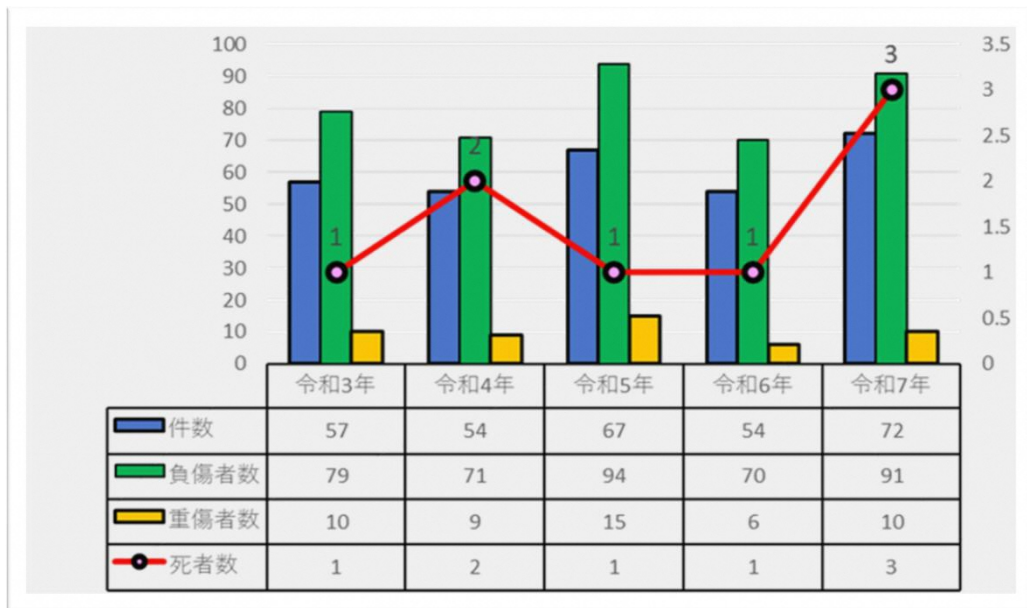


※ 第1当事者原付以上飲酒ありの事故件数と、その事故により生じた死傷者数を計上

大阪府内における交通事故発生状況

◆ 〈自動車〉夕暮れ時の早めのライト点灯と飲酒運転や「ながらスマホ」の根絶 ②

○ 携帯電話等（通話・画面注視等）の違反に起因する交通事故件数・死傷者数（令和3年から令和7年）



※ 第1当事者（原付以上）による携帯電話等の違反に起因する事故件数と、その事故で生じた死傷者数を計上

○ 妨害運転による交通事故発生状況（令和4年から令和7年累計）

	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年	合計
件数	2	3	2	2	9
死亡者	1	0	0	0	1
負傷者	1	4	2	3	10
重傷者数	0	0	0	0	0

※ 妨害運転（第1当事者+第2当事者）による事故件数と、その事故により生じた死傷者数を計上。

○ シートベルト着用率（令和7年）

		運転者	助手席同乗者	後部座席同乗者
一般道	大阪	96.9% (-0.1)	93.1% (+0.5)	43.8% (+2.3)
	全国	99.1% (-0.1)	96.5% (-0.3)	45.8% (+0.3)
高速道路等	大阪	99.0% (-0.4)	98.5% (-0.3)	72.9% (-9.6)
	全国	99.6% (±0.0)	98.8% (±0.0)	79.9% (+0.2)

※ JAF・警察庁合同調査。（ ）内は前年対比。



○ チャイルドシート使用率（令和7年）

	調査対象者	使用率
大阪	416	63.5%(-3.1)
全国	13,104	82.4%(+4.2)

※ JAF・警察庁合同調査。（ ）内は前年対比。



大阪府内における交通事故発生状況

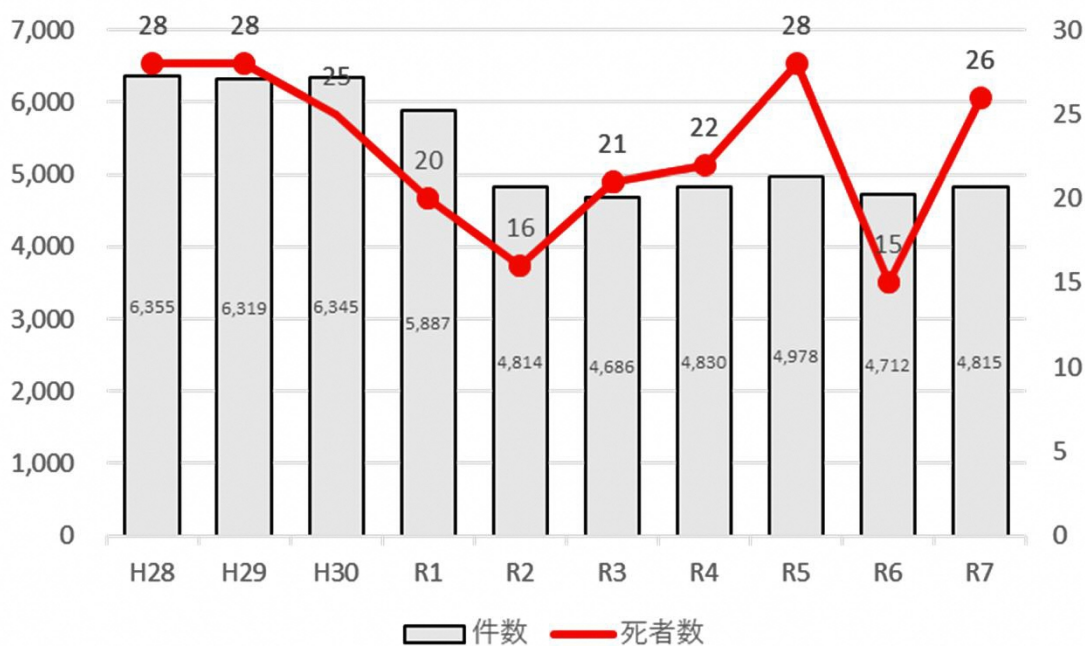
◆ 〈自動車〉夕暮れ時の早めのライト点灯と飲酒運転や「ながらスマホ」の根絶 ③

○ 高齢者運転者による交通事故発生状況（令和8年6月末 確定値）

	令和8年	令和7年	前年比	増減率
件数	2,170	2,323	-153	-6.6
死者数	6	17	-11	-64.7
負傷者数	2,449	2,620	-171	-6.5
重傷者数	244	304	-60	-19.7

※ 1 当原付以上の高齢運転者による件数とその事故により生じた死傷者数を計上

○ 高齢運転者による交通事故発生状況（過去10年）



※ 第1当事者（原付以上）の高齢運転者による件数とその事故により生じた死傷者数を計上。

安全運転相談ダイヤル 

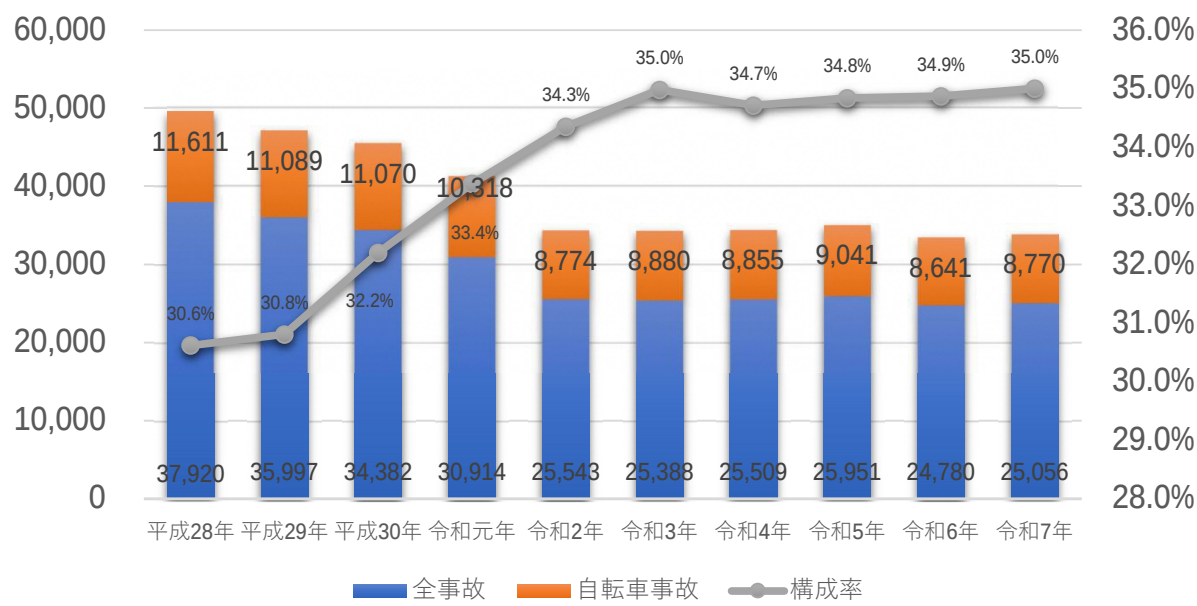
8 0 8 0

シャープ ハ レ バ レ

大阪府内における交通事故発生状況

◆ 〈自転車〉 自転車・特定小型原動機付自転車の交通ルールを理解・遵守の徹底 ①

○ 全交通事故件数に占める自転車関連事故件数の構成率（過去10年間）



※ 件数は自転車に関連（第1当事者又は第2当事者）した件数を計上。構成率は全事故に占める構成率を示す。

○ 自転車の交通事故発生状況（令和8年6月末 確定値）

区分	年	令和8年	令和7年	前年対比
件数		3,943	4,138	-195
死者数		13	8	+5
負傷者数		3,783	4,010	-227
うち重傷者数		496	475	+21

※ 件数は、自転車に関連した（1当又は2当）事故件数、死傷者数は自転車乗用中の死傷者数を計上。

○ 自転車乗用中の原因別死者・重傷者数（令和7年中）

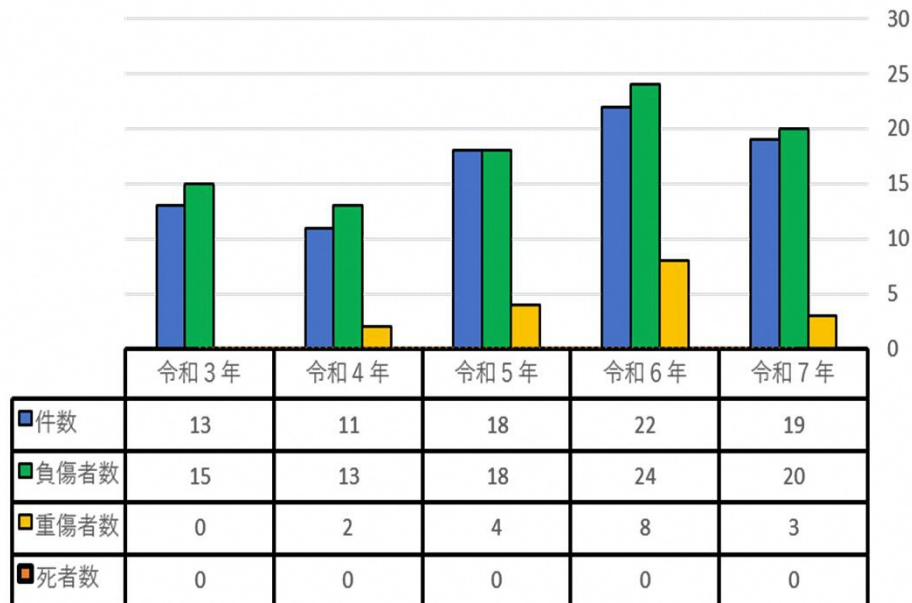
違反	年	令和7年		
		死者数	重傷者数	死重傷者構成率
信号無視		3	43	4.1%
一時不停止		3	88	8.0%
交差点安全進行		4	47	4.5%
ハンドル・ブレーキ操作		2	6	0.7%
前方不注意		0	7	0.6%
動静不注意		1	176	15.6%
安全不確認		4	476	42.4%
その他の違反		5	53	5.1%
違反なし・調査不能		2	211	18.8%
合計		24	1,107	100.0%

※ 自転車乗用中の死傷者数を計上

大阪府内における交通事故発生状況

◆ 〈自転車〉 自転車・特定小型原動機付自転車の交通ルールを理解・遵守の徹底 ②

- 自転車乗用中の携帯電話等（通話・画面注視等）違反に起因する交通事故件数・死傷者数
(令和3年から令和7年)



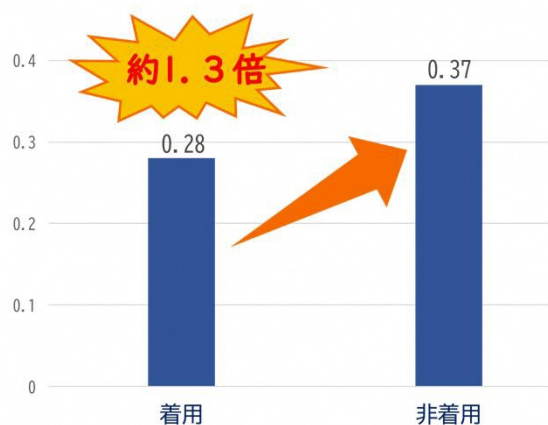
※ 第1当事者（自転車乗用中）による携帯電話等の違反に起因する事故件数と、その事故で生じた死傷者数を計上。

- 自転車乗用中の交通事故死者・重傷者のヘルメット着用状況（令和7年中）

着用状況	令和7年				令和6年				前年対比			
	死者数	重傷者数	死者重傷者数	死者重傷者数構成率	死者数	重傷者数	死者重傷者数	死者重傷者数構成率	死者数	重傷者数	死者重傷者数	死者重傷者数構成率
着用	2	80	82	7.2%	2	59	61	5.5%	±0	21	21	+1.7%
非着用	23	984	1,007	88.4%	32	983	1,015	91.4%	-9	1	-8	-3.0%
不明	0	50	50	4.4%	0	34	34	3.1%	±0	16	16	+1.3%
合計	25	1,114	1,139	100.0%	34	1,076	1,110	100.0%	-9	38	29	

※ 自転車乗用中（自転車運転中又は同乗中）の死者・重傷者数を計上。

- 自転車乗用中の交通事故におけるヘルメット着用別の致死率（令和3年から令和7年累計）



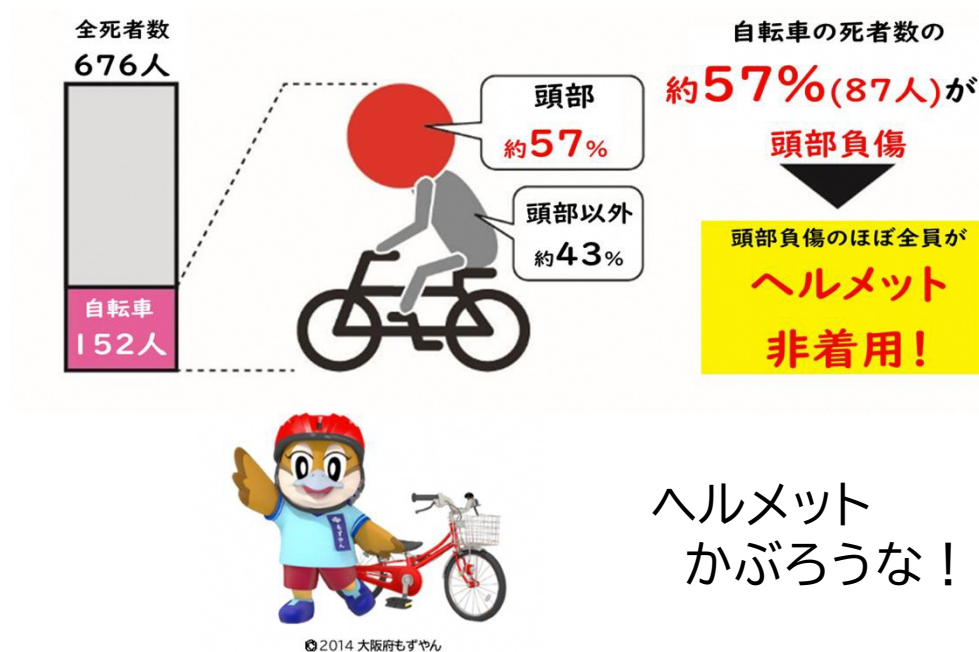
自転車乗用中の交通事故においてヘルメットを着用していなかった方の致死率(注)は、着用していた方に比べて**約1.3倍**高くなっています。

(注):「致死率」とは、死傷者数に占める死者数の割合をいう。

大阪府内における交通事故発生状況

◆ 〈自転車〉 自転車・特定小型原動機付自転車の交通ルールを理解・遵守の徹底 ③

○ 自転車乗用中における交通事故死者のヘルメット着用状況（令和3年から令和7年累計）



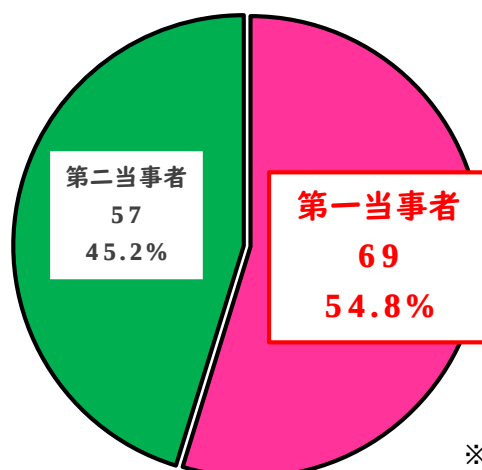
○ 特定小型原動機付自転車の交通事故発生状況（令和8年6月末）

区分	年	令和8年	令和7年	前年対比
件数		26	24	+2
死者数		0	0	±0
負傷者数		18	15	+3
	重傷者数	3	4	-1

※ 件数は、特定小型原動機付自転車が関連（第1当事者又は第2当事者）した件数を計上。

※ 死傷者数は、特定小型原動機付自転車自身の死者・負傷者数を計上。

○ 特定小型原動機付自転車の当事者別交通事故件数（令和5年7月1日から令和7年累計）



※ 件数は関連件数（第1当事者又は第2当事者）を計上。

大阪府内における交通事故発生状況

◆ 〈自転車〉 自転車・特定小型原動機付自転車の交通ルールを理解・遵守の徹底 ④

○ 特定小型原動機付自転車の原因別死傷者数（令和５年７月１日から令和７年累計）

		死者数	負傷者数		合計	
			重傷者数		構成率	
違反あり	信号無視	0	6	4	6	7.9%
	右左折方法	0	4	1	4	5.3%
	通行区分	0	2	1	2	2.6%
	一時不停止	0	4	2	4	5.3%
	歩行者妨害	0	0	0	0	0.0%
	交差点安全進行	0	22	3	22	28.9%
	ハンドル・ブレーキ操作	0	0	0	0	0.0%
	前方不注意	0	3	0	3	3.9%
	動静不注意	0	10	2	12	15.8%
	安全不確認	0	9	3	9	11.8%
	酒酔い	0	0	0	0	0.0%
	その他の違反	0	0	0	0	0.0%
	計	0	60	16	60	78.9%
違反なし・調査不能		0	16	2	16	21.1%
合計		0	76	18	76	100.0%

○ 特定小型原動機付自転車の類型別交通事故件数（令和５年７月１日から令和７年累計）

		件数	構成率
車両相互	出合頭	54	42.9%
	右折時	7	5.6%
	左折時	12	9.5%
	正面衝突	4	3.2%
	追突	2	1.6%
	その他	22	17.5%
	合計	101	80.2%
人対車両	横断中	8	6.3%
	対面通行中	9	7.1%
	背面通行中	4	3.2%
	その他	4	3.2%
	合計	25	19.8%
計		126	100.0%